別表第２（第47条関係）　汚水排除量認定基準表

| 用途 | １月の汚水排除量の認定基準 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般用 | 汚水の種類 | 種別 | 定義 | 汚水排除量認定の基準 | 立方メートル |
| | 家事汚水 | | 一般家庭汚水 | １世帯４人まで１人当たり | 8 |
| | | | | １人増すごとに | 4 |
| | 団体汚水 | | 官公署、学校その他これらに準ずるものから排除される汚水 | 従業員10人まで１人当たり | 10 |
| | | | | １人増すごとに | 5 |
| | 営業汚水 | 第１種 | 従業員１人当たり汚水排除量の比較的多い業種 | 従業員10人まで１人当たり | 20 |
| | | | | １人増すごとに | 15 |
| | | 第２種 | 従業員１人当たり汚水排除量の普通の業種 | 従業員10人まで１人当たり | 15 |
| | | | | １人増すごとに | 10 |
| | | 第３種 | 従業員１人当たり汚水排除量の比較的少ない業種 | 従業員10人まで１人当たり | 10 |
| | | | | １人増すごとに | 5 |
| | 工業汚水 | 第１種 | 従業員１人当たり汚水排除量の比較的多い業種 | 従業員20人まで１人当たり | 20 |
| | | | | １人増すごとに | 15 |
| | | 第２種 | 従業員１人当たり汚水排除量の比較的少ない業種 | 従業員20人まで１人当たり | 15 |
| | | | | １人増すごとに | 10 |
| 公衆浴場用 | 浴場汚水 | | 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の規定による浴場から排除される汚水 | 浴室１平方メートルにつき | 10 |

別表第３（第47条関係）　営業及び工業汚水の種別区分表

| 排除される汚水の種類 | | 業種 |
|---|---|---|
| 営業汚水 | 第１種 | クリーニング業、水産加工業、園芸業、清涼飲料水製造業、氷菓子製造業、豆腐類製造業、つけ物製造業、めん類製造業、もやし製造業、魚介類販売業、搾乳販売業、自動車運送業、飲食店業（仕出屋、バー、キャバレー、スナックその他これらに類するものを含む。）、喫茶店業、旅館業、冷凍設備のある食肉販売業、病院又は入院設備のある診療所、医院若しくは助産所、総合印刷業、洗車設備のある給油業その他これらに類するもの |
| | 第２種 | 鳥獣飼育業、果樹栽培業、鋳物製造業、第１種以外の給油業、写真業、生花販売業、青果物販売業、百貨店、雑居ビル、第１種以外の食肉販売業、理美容業、第１種以外の診療所又は医院若しくは助産所その他これらに類するもの |
| | 第３種 | 製材業、第１種以外の印刷業、塗装看板業、興業場業（映画館、ダンスホールその他これらに類するもの）、荒物雑貨販売業その他これらに類するもの |
| 工業汚水 | 第１種 | 醸造業、製氷業、や金業及び繊維、コークスその他これらに類するものの製造業 |
| | 第２種 | 鉄工、レンガ、コンクリートその他これらに類するものの製造業 |